

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500507号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500244号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を14万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る普通預金元帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者の普通預金元帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500809号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500246号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年7月17日の標準賞与額を43万円、平成20年12月15日の標準賞与額を56万円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日及び平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月17日及び平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月17日
② 平成20年12月15日

A事業所から請求期間に係る賞与の届出を失念していたと連絡があった。確かに賞与を受けていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書並びにA事業所の事業主から提出された年調一覧表及び普通預金通帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、当該期間に係る賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は43万円、請求期間②は56万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500810号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500247号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年7月17日の標準賞与額を27万8,000円、平成20年12月15日の標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日及び平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月17日及び平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月17日
② 平成20年12月15日

A事業所から請求期間に係る賞与の届出を失念していたと連絡があった。確かに賞与を受けていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書並びにA事業所の事業主から提出された年調一覧表及び普通預金通帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、当該期間に係る賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は27万8,000円、請求期間②は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500823号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500248号

第1 結論

請求者のA事業所における平成20年12月15日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月15日

A事業所から請求期間に係る賞与の届出を失念していたと連絡があった。確かに賞与を受けていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の事業主から提出された年調一覧表及び普通預金通帳並びに同事業所が年末調整業務を依頼している会計事務所から提出された賞与の支給に関する資料により、請求者は、請求期間において、同事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る会計事務所から提出された賞与の支給に関する資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届

を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500582号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500245号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年7月から昭和53年3月まで
② 平成2年4月から平成10年11月まで

請求期間①及び②について、A社及びB社で働いていたが厚生年金保険の記録が漏れているので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できないが、同社の人事担当者の陳述から、期間の特定はできないものの請求者が同社で働いていたことはうかがえる。

しかしながら、上記人事担当者は、請求者はA社の社員ではなく、同社の商品の販売を委託した者であり、社員以外の者は社会保険には加入させていなかったため、厚生年金保険料は控除していないと思う旨陳述している。

また、請求期間①に係るA社の事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番はない。

さらに、請求者は、請求期間①において国民年金に加入し、保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者はB社で働いていたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によれば、請求者は平成7年9月1日から平成8年3月25日までの期間は、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年4月1日であり、請求期間②のうち、同日前の期間については、同社が適用事業所であった記録を確認することができない。

また、請求期間②のうち、B社が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年4月1日から平成10年11月までの期間における同社のオンライン記録からは、請求者の氏名を確認することができない。

さらに、請求者は請求期間②当時の事業主及び同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。